

2号認定・3号認定の保護者の皆様

香芝市長 吉田 弘明  
(公印省略)

### 保育所・認定こども園等の臨時休園期間の終了及び通常保育の開始について

平素は香芝市就学前教育・保育の推進にご協力いただきありがとうございます。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための保育所等の登園自粛及び臨時休園にご協力いただき誠にありがとうございました。

全国に発出されていた緊急事態宣言は、5月14日に奈良県を含む39県は解除されました。また、奈良県内での新型コロナウイルス感染症の陽性患者数も減少してきています。

そこで、保育所等の臨時休園については下記のとおり5月31日をもって終了いたします。6月からは通常保育へと戻りますが、新型コロナウイルス感染防止に向けた各種取組みに今後ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 臨時休園期間及び通常保育への移行日

臨時休園は令和2年5月31日(日)まで。6月1日(月)から通常保育に移行。

※ 臨時休園期間中に市内の保育施設を利用する場合は、各園に「保育利用申請書」を提出してください。職種等に関わらず保育が必要な場合は保育を実施しますので、事前に各園に連絡をお願いします。

※ 香芝市外の園をご利用の保護者の方への登園自粛要請の期間も、5月31日(日)までです。

#### 2. 通常保育の開始にあたって

(1) 保育所等では、密閉・密集・密接をできるかぎり避けて保育を行いますが、保育中には子どもたちが密集・密接等する場面を避けることはできません。保護者の皆様におかれましては、こうした状況をご理解いただいたうえで保育所等をご利用ください。

(2) 家庭での保育が可能な場合(仕事が休み、勤務時間が短縮される等の場合)は、保育所等の利用を控え家庭での保育を実施していただきますようお願いいたします。なお、こうした家庭保育の場合は保育料の日割りでの減額はありません。

(3) 子ども及び同居家族等が感染者もしくは濃厚接触者に認定された場合や、子どもが感染を疑われPCR検査を受ける場合は、すぐに保育所等にお知らせください。

#### 3. 市内の公立・私立保育所等で感染者等が出た場合は、基本的に次のような対応となります。

(1) 児童・職員等に新型コロナウイルスの感染が疑われPCR検査を受ける人が出た場合

PCR検査を受けた翌日から2日間、当該施設を完全に臨時休園※します。

(2) 児童・職員等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

当該児童・職員等は2週間の自宅待機を要請します。

(3) 児童・職員等に新型コロナウイルスの感染者が出た場合

当該施設は2週間程度、完全に臨時休園※します。

- ※ (1)(3)の臨時休園を行う場合は、保育を行いません。4月・5月の臨時休園とは異なり、一部の子どもに保育を実施することはありません。なお、状況に応じて、臨時休園の期間や規模(園全体か一部閉園か等)に変更が生じます。
- ※ 臨時休園等の場合に、他の保育施設の一時預かりを利用することは控えてください。

#### 4. 保育料について

4月1日から5月31日までの期間で家庭保育(臨時休園)にご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。

- ※ この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。
- ※ 6月以降は月額保育料となります。日割りでの減額はありません。

4月・5月の日割り保育料=月額保育料÷25日×利用日数  
※国の基準に従い、4月・5月とも開所日数を25日とします。  
※10円未満の端数は切捨てます。

(例) 月額保育料 36,000 円・利用日数  
10日 の場合  
 $36,000 \text{ 円} \div 25 \text{ 日} \times 10 \text{ 日} = 14,400 \text{ 円}$

#### 5. 保育料の返還方法

(1) 香芝市に保育料をお支払いいただいている方(市内公立施設・市内市外私立保育園)

4月分保育料は、6月下旬に保育料引落し口座に還付予定です。

5月分保育料は、7月下旬に保育料引落し口座に還付予定です。

なお、4月分・5月分の保育料が未納の場合は、日割り計算後の保育料でお支払いください。

(2) 施設に保育料をお支払いいただいている方(私立認定こども園・小規模保育・市外公立施設)

返還時期・返還方法等は施設によって異なりますので、各施設にお問合せください。

#### 5. 育児休業の取扱いについて

臨時休園等に伴い育児休業を延長されている方は、6月中の復職が分かる勤務等証明書を6月20日(土)までに園に提出してください。

6月入所(園)の方は、通常どおり6月中の復職をお願いします。

#### 6. 求職活動の取扱いについて

4月入所(園)の場合は4月中の就職決定、5月入所(園)の場合は5月中の就職決定をお願いしていましたが、登所・登園自粛及び臨時休園に伴い、4月入所(園)・5月入所(園)ともに求職活動期間を6月まで延長しましたので、6月中の就職決定をお願いします。就職が決まり次第、勤務等証明書を園に提出してください。

また、臨時休園等のために4月・5月中に仕事が決まらず、6月まで求職活動を延長した方は、4月・5月中の活動状況等を書いた申立書を6月に提出していただきます。また、6月中に就職決定をしていただき、決まり次第速やかに勤務等証明書を園に提出してください。

香芝市教育委員会事務局 こども課  
〒639-0292  
奈良県香芝市本町1397番地  
Tel:0745-44-3336(直通)  
Fax:0745-78-9150